平成 25 年５月 24 日

各　位

会　社　名　　ヒューマンホールディングス株式会社
代表者名　　代 表 取 締 役 社 長　　佐藤　朋也
（ＪＡＳＤＡＱ・コード２４１５）
問合せ先　　執行役員総合企画担当　　川下　裕左
（ＴＥＬ：０３－６８４６－８００２）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年６月 27 日に開催予定の第 11 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

１．変更の理由

（１）公告方法について、インターネットの普及を考慮し、周知性の向上および公告手続の合理化を図るため電子公告制度を採用するものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります（変更案第５条）。

（２）全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、本日開催の取締役会において、当社株式１株を 100 株に分割するとともに単元株制度を採用する旨、並びに会社法第 184 条第２項および第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 10 月１日を効力発生日として、現行定款第６条【発行可能株式総数】を変更し、また、定款第７条【単元株式数】を新設する旨を決議いたしました。上記の変更に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第８条【単元未満株式についての権利】を新設するものであります。

（３）上記（２）の条文の新設に伴い、条数の繰下げを行うものであります。

（４）上記（２）および（３）の効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、第６条の変更および第７条の新設については、上記のとおり、すでに取締役会において決議されております。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
【公告方法】 第５条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	【公告方法】 第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

【発行可能株式総数】 第６条　当会社の発行可能株式総数は、410,000株とする。	【発行可能株式総数】 第６条　当会社の発行可能株式総数は、41,000,000株とする。
（新設）	【単元株式数】 第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（新設）	【単元未満株式についての権利】 第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第７条～第40条（条文省略）	第９条～第42条（現行どおり）
（新設）	附則 第６条の変更、第７条乃至８条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年10月１日をもって効力を生じるものとし、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成25年６月27日（木）

定款変更の効力発生日　　平成25年６月27日（木）

なお、「１.変更の理由」のうち、（２）に係る変更については、平成25年10月１日（火）を効力発生日とします。

以　上